

令和5年八千代市農業委員会

第2回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和5年八千代市農業委員会第2回総会議事日程

開催日時	令和5年2月7日(火)午後1時30分～午後3時30分
開催場所	八千代市役所 別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程(議案第1号～第4号, 報告第1号～第2号)
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件(県許可分)
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)
報告第1号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (14名)

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

## ◆出席農地利用最適化推進委員 (13名)

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中臺保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

## ◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主任主事 樽見 侑樹
----------	----------	------------

主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 1名（定員3名）

## ◆総会議事録

議長 (小名木会長)	皆さん、こんにちは。 私から議事に入る前に1点申し上げます。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続きマスクの着用にご協力いただき、発言する際には着座にてお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。 ただ今出席されております、農業委員は14名中14名、推進委員は13名中13名です。 農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第2回総会は成立いたしました。
議長	傍聴される方をお願いします。 傍聴される方は、傍聴証の裏面にある記載事項を守り、傍聴くださるようお願いいたします。
議長	ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。  【「異議なし」の声あり】
議長	異議なしと認め、指名します。 11番 稲垣委員、12番 間野委員、両委員をお願いします。
議長	日程第2、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。
議長	日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。
議長	議案第1号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願の件、本件は、委

	<p>員が関係しています。議案に関係する委員については、議事に参与することができないため、当該委員は、質疑が終わりましたら退室してください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、1月30日、地区担当の稲垣委員、中墓推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。八千代台南市民の森の南西約200mに位置しています。</p> <p>申請内容は、贈与を受けた農地について納税猶予の適用を受けるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>贈与を受けた日は令和4年12月19日、贈与税の申告期限は令和5年3月15日です。</p> <p>納税猶予を受けるための要件として、</p> <p>贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること</p> <p>贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと</p> <p>贈与を受けた後、速やかにその農地によって農業経営を行うこと</p> <p>農業経営改善計画に係る認定を受けた農業経営者であること</p> <p>すべて要件を満たしています。</p> <p>また、納税猶予制度の活用にあたっては、終身にわたり贈与を受けた者自らが継続して農業経営を行う必要があることを説明しており、申請地が遊休化しないよう指導しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>11番 中墓推進委員どうぞ。</p>
中墓推進委員	<p>11番 中墓です。</p> <p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、納税猶予を受けるための要件を満たしておりますので、適格者証明書を交付することについては、問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、当該委員は退室してください。</p> <p>【当該委員退室】</p>
<p>議長</p>	<p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり適格があると認め、証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
<p>議長</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり適格があると認め、証明することに決定しました。 当該委員、入室願います。</p> <p>【当該委員入室】</p>
<p>議長</p>	<p>議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
<p>議長</p>	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>はい。</p>

議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、1月30日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。県立八千代西高等学校の西隣に位置しています。</p> <p>土地利用計画図は、次の3ページとなります。</p> <p>申請理由は、隣接地で行う特別養護老人ホーム建設工事に必要な仮設事務所及び資材置場として一時利用したいとするもので、工事完了後は農地に復元します。</p> <p>転用許可基準について、始めに立地基準は、農地区分について、当該地の吉橋2657番は農用地区域に指定されており、その他3筆は第2種農地です。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で必要と認められるものであり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合には、例外的に許可することができます。市からは「農業振興地域整備計画の達成に支障がない」旨の意見書を得ており、立地基準の要件は満たします。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、申請地は平坦に造成され、仮囲いを設置するため、土砂等の流入はしないこと</p> <p>排水について、汚水は、排出せず、雨水は自然浸透とすること</p> <p>工事中は、簡易柵を設置し、安全確保に努めること</p> <p>それぞれを確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>5番 安原委員どうぞ。</p>
安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は耕作されていませんが、草刈はされておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、申請地でなければ転用目</p>

	<p>的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。 委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。 4番 鈴木正範委員どうぞ。</p>
鈴木正範委員	<p>4番 鈴木正範です。 今回申請のあった農地は、元々耕作などされていなかった農地なのではないか。</p>
申請人	<p>一部については作付けしていたと聞いております。</p>
鈴木正範委員	<p>申請地周辺には学校などもあり、人通りが多い所になりますが、交通などへの被害防除はどのように考えていますか。</p>
申請人	<p>学校には登下校の時間を伺っております。 大型車両については物流施設G L Pのほうから進入いたします。通勤車両については、八千代西高校の前面道路から進入させていただきます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。 12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番間野です。 通学の時間帯は、どのように交通整理を行う予定ですか。</p>
申請人	<p>大型車両が出入りする際には、ガードマンを配置する予定です。 通勤車両については、登下校と時間が被らないため、作業員への周知で対応します。</p>
間野委員	<p>一時転用の期間はいつまでになりますか。</p>
申請人	<p>令和6年の2月末までとなります。</p>
間野委員	<p>一時転用の期間は、最長何年ですか。</p>
事務局	<p>農用地については、3年間までと期間が定められています。</p>



議長	他に質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員どうぞ。
立石勝則委員	10番 立石勝則です。 申請地は傾斜がありますが、ある程度平坦にするのですか。
申請人	資材置場のため、多少の傾斜は問題となりませんが、最低限地形をいじらせていただきます。
立石勝則委員	一時転用終了後、平坦にしたまま地権者に返すのですか。
申請人	できる限り、傾斜どおりに原状回復をさせていただきます。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦勞様でした。 申請人は退室してください。  【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第2号の1番について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】

議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号の1番については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p> <p>次に，議案第2号の2番については，議案第3号「農地法第3条の件」申請番号4番及び5番と関連する案件となるため，一括して説明，質疑及び採決を行います。申請人にお越しいただいていますので，入室願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【2号2番，3号4，5番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について，各委員の質問にお答えください。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は，1月30日，地区担当の今井推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は，案内図4ページをご覧ください。東京成徳大学の南東，約800mに位置しています。</p> <p>土地利用計画図は，次の5ページ，立面図は6ページとなります。</p> <p>計画の概要は，営農型太陽光発電設備として，農地内に支柱及び太陽光パネルを設置し，下部で農業を継続しつつ売電事業を行うものです。</p> <p>この支柱部分に対して一時転用許可が必要となることから，支柱191本と，引込柱4本の面積を合わせた0.91㎡が転用面積となります。</p> <p>営農型太陽光発電設備の設置は一時転用許可の対象であり，許可の期間は原則許可後3年間となっていますが，耕作者は福島県相馬郡新地町において，農地所有適格法人及び認定農業者に認定されており，営農を認定農業者が行う場合には10年間となります。</p> <p>申請理由は，議案第2号の2番は，営農型太陽光発電設備の設置，議案第3号の4番は，発電設備の下部で営農するための使用貸借権の設定，議案第3号の5番は，農地上部で売電事業を行うための区分地上権の設定です。</p> <p>始めに，議案第2号の2番の転用許可基準について説明します。</p> <p>立地基準は，農地区分について，当該地は農用地です。農用地は原則と</p>

	<p>して転用の許可をすることができませんが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で必要と認められるものであり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合には、例外的に許可することができます。市からは「農業振興地域整備計画の達成に支障がない」旨の意見書を得ており、立地基準の要件は満たしています。</p> <p>次に一般基準は、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>転用による被害防除対策は、日照・通風についての影響はなく、隣接農地所有者への説明及び同意を得ていること、排水について、汚水及び雑排水は発生せず、雨水は、畑に自然浸透とすること、工事中は、被害の防除に努めること、それぞれを確認しています。</p> <p>次に、議案第3号4番の使用貸借権の設定について説明します。</p> <p>借人の申請理由は、太陽光発電設備下部での営農を目的とした使用貸借権の設定で、サツマイモを作付けするとのことです。</p> <p>法人が農地を借り受けるための農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>法人としての要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、業務執行権がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>最後に、議案第3号の5番の区分地上権の設定について説明します。</p> <p>借人の申請理由は、農地上部で売電事業を行うための区分地上権の設定で、発電設備の設置者と耕作者が異なる場合には、転用申請と併せて、農地法第3条の許可申請において区分地上権を設定する必要があります。</p> <p>この場合、通常農地法第3条の許可基準と異なり、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいないか、また、周辺農地の利用に影響を与える要因はないかを確認することとなりますが、それぞれ問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>議長 続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p> <p>今井推進委員 12番 今井です。</p> <p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておりましたが、定期的に草刈され、保全管理されておりました。</p>
--	---

	<p>事務局から説明があったとおり，要件を満たしている農地所有適格法人が営農しながら，その上で発電設備の設置者が売電事業を行うということでしたので，許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さんのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番 将司委員どうぞ。</p>
将司委員	<p>6番 将司です。</p> <p>立面図を見ますと，支柱の設置は土の中に挿す構造となっていますが，台風などで支柱ごと持ち上がったたり，太陽光パネルが割れたりする心配はないのですか。また，どのくらいの強風に耐えられるものですか。</p>
申請人	<p>架台はアルミニウム，支柱杭はスチールに亜鉛のメッキを施したものを材質としております。太陽光パネルについては経済産業省の基準により，風速60mに耐えられる構造が必要となっており，構造計算書を提出いたします。</p>
将司委員	<p>太陽光パネル下部での作付計画や販路について教えてください。</p>
申請人	<p>福島県新地町に株式会社川上種苗園の本社があります。福島県では2haで20tほどサツマイモの収量があり，スーパー，農協と提携し，卸しております。また，九州の野菜チップスの会社とも提携しております。</p>
将司委員	<p>通作距離が50kmとなっていますが，どこから通う想定でしょうか。</p>
申請人	<p>東京都台東区にある営業所からです。</p>
将司委員	<p>東京に営業所を作った理由は何ですか。</p>
申請人	<p>関東への進出に向けた動きです。</p>
将司委員	<p>東京都から通うとなると，農地の管理が大変になると思うのですが，対応は考えていますか。</p>
申請人	<p>農地の管理者については交代制で通いますが，現地作業はパート従業員</p>

	を雇う予定となっています。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 立面図を見ますと、支柱の高さが約1.5mですが、トラクター等作業機は入ることができるのでしょうか。
申請人	ミニ耕運機を使用するため進入することができます。
議長	他に質疑ありませんか。 9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。 強度の件ですが、風速60mという基準は法律上のものですか。
申請人	経済産業省の指導要綱、太陽光発電のガイドラインによるものです。
花島委員	数年前、木更津市で風速70mの風が吹き、鉄塔が倒れた事例があります。自社基準として、基準を引き上げることはできないのでしょうか。
申請人	パネル等については、メーカーから直接買い受けるため、基準強度以上の製品を用意するのは難しい状況です。
花島委員	これらの設備は保険に入っているのですか。
申請人	損害賠償保険への加入は、必須条件となっています。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 間野委員どうぞ。
間野委員	12番 間野です。 この地域はイノシシが出るため、サツマイモは餌場になる恐れがあります。対策は考えていますか。
申請人	電気柵やフェンスの設置を考えています。

議長	他に質疑ありませんか。 6番 将司委員どうぞ。
将司委員	フェンスの設置は必須ではないのですか。
申請人	営農型の場合は耕運機の出入りもあるため、必須ではありません。稼働が始まった際には看板を設置し、連絡先等を表記します。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 進入防止のフェンスはないとのことですが、安全対策はどのようにとる予定でしょうか。
申請人	フェンス設置については再検討させていただきます。
佐藤委員	サツマイモの収穫後は圃場に来る機会が減ると思いますが、管理については平気でしょうか。
申請人	収穫後も、年に数回耕うんすることで保全管理を行い、余裕があればニンニクの作付けも考えております。また、定期的に設備のメンテナンスで現地へ赴きます。さらに防犯のため、監視カメラも設置する予定です。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。  【2号2番, 3号4, 5番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号の2番並びに議案第3号の4番及び5番について、

	<p>討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号の2番について、申請のとおり原案を許可相当とすること、また、議案第3号の4番及び5番については申請のとおり原案を許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号の2番については、原案のとおり許可相当とすること、議案第3号の4番及び5番については、原案のとおり許可とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件、1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、1月30日、地区担当の今井推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の7ページをご覧ください。東京成徳大学の北西約500mに位置しています。</p> <p>申請内容は、土地の売買取得です。</p>

	<p>譲受人の申請理由は、農地所有適格法人としての農地の権利取得で、今後、営農型太陽光発電設備を設置する計画があります。</p> <p>法人が農地を取得するための農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>法人としての要件は、法人形態、事業、構成員、議決権、業務執行権がありますが、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。</p> <p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は作付けされておらず、遊休農地となっていました。</p> <p>事務局からの説明があったとおり、農地所有適格法人として要件を満たしており、所有権移転後に草刈りを行い、サカキを作付けするというものでしたので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>7番 加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>7番 加茂です。</p> <p>今回、八千代市の農地を選んだ理由を教えてください。</p>
申請人	<p>耕作放棄地となっており、土地活用困っているとのご相談を受け、選定しました。今後、営農型太陽光発電設備を設置する予定となっています。</p>
加茂委員	<p>サカキの販路はどちらになりますか。</p>
申請人	<p>自社のサカキ栽培は、まだ収穫に至っていないため予定となりますが、関連会社への販売と大田花き市場への出荷を考えています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>



	9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。 収支計画は1束200グラム550円の予定ということですが、販売価格でしょうか。
申請人	販売価格になります。
花島委員	大田花き市場への出荷ということですが、市場価格だと550円はありえないと思います。サカキは大きな束での出荷、それとも1対での出荷どちらでしょうか。
申請人	1対で出荷をします。
花島委員	営農計画書を見ると、人件費の計算が出ていますが、かなり厳しいのではないのでしょうか。
申請人	グループ会社にも従業員がいるため、人手については問題ありません。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 営農計画書を見ますと、営農型太陽光に適している土地とありますが、太陽光発電の収支については、別で計算しているのでしょうか。
申請人	別で計算しております。
議長	他に質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員どうぞ。
立石勝則委員	10番 立石勝則です。 農地所有者とは、どのような経緯で知り合ったのですか。
申請人	太陽光発電設備が設置できる場所を探していたところ、所有者と知り合い、活用したい農地があるということでご紹介いただきました。

議長	他に質疑ありませんか。 12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。 営農計画書の見方ですが、収入・支出ともに、10a当たりの計算で間違いないでしょうか。
申請人	はい。
今井推進委員	その計算ですと、収入40万円に対し、支出300万円となると思うのですが、問題ないのでしょうか。
申請人	農業だけでは利益が上がらないため、太陽光発電事業も加味した形で利益を上げること考えております。
事務局	収入は1年ごと、支出は10年分の計画という認識で受付をしております。
議長	他に質疑ありませんか。 それでは私から質問させていただきます。 太陽光発電事業については、いつ頃行う予定となりますか。
申請人	農地の所有権取得後、農地法第4条の許可申請をさせていただきます。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 営農計画書に自伐型林業の専門書を参考にしたとありますが、農業の参考にはならないと思います。練り直したほうが良いのではないのでしょうか。
申請人	分かりました。練り直しをします。
議長	他に質疑ありませんか。 6番 將司委員どうぞ。
將司委員	6番 將司です。

申請人	<p>株式会社ひまわり農園が、こういった形態で農業をしているかご説明いただけますか。</p> <p>株式会社ひまわり農園は、太陽光発電事業を行う、株式会社プレグリップエナジーを母体とする会社になります。令和元年8月に設立し、グループ会社の社員とアルバイト数名により就農し、佐倉市に本拠地を置いております。</p>
将司委員	<p>農業の実績はどれほどありますか。</p>
申請人	<p>他の市町村で5haほどやっております。</p>
将司委員	<p>太陽光発電設備を設置するためだけに、農地を取得する訳ではないのですか。</p>
申請人	<p>一部では太陽光発電を伴わない営農も行っており、太陽光発電のためだけではありません。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>太陽光発電の下で栽培する作目というのは、まだ試行錯誤の段階です。特にサカキは歴史が浅く、前例も少ない状況です。営農計画書については練り直して再提出されると思いますが、サカキの産地に赴いて、詳しく検討されたほうがよいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p>

	<p>これより議案第3号の1番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。 営農計画書に不備が多いため、再提出を条件に許可するということが かがでしょうか。</p>
議長	<p>他に討論ありませんか。 12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。 そもそも、サカキは農業扱いになるのですか。</p>
事務局	<p>他市においても、営農型太陽光に伴ってサカキ栽培が行われております。 ただし、収穫まで3年ほどかかり、試行錯誤の段階であります。</p>
議長	<p>他に討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の1番について、営農計画書を再提出するという条件付で原 案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第3号の1番については、条件付で原案のとおり許可する ことに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号の2番及び3番は関連する案件となるため、一括して 説明、審議及び採決を行います。事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、1月30日、地区担当の黒崎委員、小林推進委員と2月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の8ページをご覧ください。セントマーガレット病院の北西約300から500mにそれぞれ位置しています。</p> <p>申請内容は、農地の交換による所有権移転です。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の効率化を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準について、全部効率利用要件は、いずれの譲受人も、遊休農地はありませんが、申請番号3番の譲受人に貸付地があります。この貸付地については、適切に営農されており問題ありません。機械の保有、技術についてはいずれの譲受人も、永年農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は、申請番号2番の譲受人の従事日数が300日、申請番号3番の譲受人の従事日数が150日ですので、それぞれ150日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は、申請番号2番の譲受人の現在の耕作面積が16,290㎡、申請番号3番の譲受人の現在の耕作面積が16,426㎡ですので、それぞれ30a要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>2番 小林推進委員どうぞ。</p>
<p>小林推進委員</p>	<p>2番 小林です。</p> <p>去る1月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
<p>今井推進委員</p>	<p>申請番号3番の譲受人は、約1.6haの面積を一人で営農しているのでしょうか。</p>

事務局	一人での営農であることは農地台帳等で確認しております。また、遊休農地はなく、農地の管理が適切に行われている点も確認しております。申請地については、野菜の作付予定ということで提出いただいております。
議長	他に質疑ありませんか。 1 番 市川委員どうぞ。
市川委員	1 番 市川です。 案内図を見ると、コの字型の農地ということですが、これで正しいのですか。
事務局	細長い部分は赤道になりますので申請地には含まれません。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 間野委員どうぞ。
間野委員	1 2 番 間野です。 議案書ですが、申請番号 3 番の方の経営面積の計算は合っていますか。
事務局	誤って、貸付地を経営面積に含めてしまいました。正しい経営面積は 1 4, 6 2 7 m <sup>2</sup> となります。
議長	他に質疑ありませんか。  【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第 3 号の 2 番及び 3 番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第 3 号の 2 番及び 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

<p>議長</p>	<p><b>【挙手】</b></p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第3号の2番及び3番については，原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件，本件は全部で5件ありますが，申請番号3番は委員が関係しており，申請番号4番については申請人にお越しいただいておりますので，先に申請番号3番と申請番号4番をそれぞれ審議・採決を行い，その後，申請番号1番，2番及び5番の審議・採決を行います。</p> <p>それでは，まず申請番号3番について，審議・採決を行います。当該委員は，質疑が終わりましたら退室してください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>右上に「参考案内図1-3」と記載があります案内図をご覧ください。</p> <p>場所は，県立八千代西高等学校の北東約300から600mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，使用貸借権の再設定で期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，全部効率利用要件は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>常時従事要件は，所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p><b>【「質疑なし」の声あり】</b></p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>それでは，当該委員は退室してください。</p>

	<p><b>【当該委員退室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより、議案第4号の3番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の3番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号の3番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>当該委員、入室願います。</p>
	<p><b>【当該委員入室】</b></p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>次に、議案第4号の4番について、説明、審議及び採決を行います。</p> <p>また、議案第4号の4番については申請人にお越しいただいています。</p> <p>申請人は入室願います。</p>
	<p><b>【4番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>



<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-4」をご覧ください。  場所は、秀明大学の東約800mに位置しています。  借人は新規就農者で、申請理由は、賃貸借権の新規設定で、期間は10年です。  貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。  賃料は、10a当たり年間10,000円です。  利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。  常時従事要件は、従事日数は250日を予定しており、150日要件を満たしています。  説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>申請人は新規就農者ということですので、委員の皆さんに申請人の営農計画書を配付していますので、八千代市での営農計画を説明願います。</p>
	<p><b>【申請人説明】</b></p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。  次に、質疑を行います。  質疑ありませんか。  8番 佐藤委員どうぞ。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>8番 佐藤です。  営農計画書を拝見して、通作距離が14km、通作時間が40分ということで、遠方から通われるようですが、八千代市の農地を選んだ理由を教えてください。</p>
<p>申請人</p>	<p>習志野市にも相談に行きましたが、希望に沿う農地がないとのことでした。現在、通っている千葉県立農業大学校で、八千代市の農家さんを紹介いただきました。そのついで農地もご紹介いただき、八千代市であれば通える範囲のため、今回の農地を選びました。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>他の市町村でも耕作をしていらっしゃるのですか。</p>
<p>申請人</p>	<p>ありません。全くの初めてです。</p>

佐藤委員	ミニトマトを作付予定ということですが、栽培方法は、どこかで習われたのですか。
申請人	現在、農業大学校で学んでいるほか、千葉市の農家で昨年7月から研修を受けています。ミニトマトはハウス栽培を考えており、離農した小池地区の方からハウスを借りる予定です。
佐藤委員	トラクター等についても、小池地区の方から借りるのですか。
申請人	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 それでは私から質問させていただきます。 前職は何をされておりましたか。
申請人	小売店で販売業務をしておりました。現在も法人経営をしており、土地と建物を貸して収入を得ています。
議長	八千代市では、研修を受けていないのですか。
申請人	八千代市では、農作業のお手伝いをしていました。
議長	他に質疑ありませんか。 12番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	12番 今井です。 ご家族も一緒に就農するのでしょうか。
申請人	妻には、収穫、調整作業をメインにお願いしようと思っています。
議長	他に質疑ありませんか。
議長	【「質疑なし」の声あり】 質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。

	<p>【４番 申請人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第４号の４番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第４号の４番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第４号の４番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号１番、２番及び５番について、審議・採決を行います。 １番、２番及び５番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>「参考案内図１－１」をご覧ください。 場所は、吉橋八幡神社の東約４００から５００mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の再設定で期間は５年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。 常時従事要件は、従事日数は３００日となっており、１５０日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-2」をご覧ください。  場所は、吉橋八幡神社の北東約300から500mにそれぞれ位置しています。  借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は3年です。  貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。  賃料は、10a当たり年間11,800円です。  利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。  常時従事要件は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読</p>
<p>局長</p>	<p>「参考案内図1-5」をご覧ください。  場所は、睦橋の東約700から900mにそれぞれ位置しています。  借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は約10年です。  貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。  利用集積計画要件について、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。  常時従事要件は、従事日数は280日ですので、150日要件を満たしています。  説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>一括して質疑を行います。  質疑ありませんか。   【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。  これより議案第4号の1番、2番及び5番について、討論・採決を行います。  討論ありませんか。   【「討論なし」の声あり】   討論なしと認め、討論を終わります。</p>

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の1番、2番及び5番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号の1番、2番及び5番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第1号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、令和4年度第8回広報委員会が開催されましたので、佐藤委員から報告願います。</p>
佐藤委員	<p>広報委員の佐藤です。</p> <p>去る1月6日、農業委員会総会終了後に令和4年度第8回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議では、校了完了前の校正について協議を行い、誤字脱字等の最終チェックを行いました。</p> <p>完成した農業委員会だよりは、3月の総会でお配りいたします。なお、皆さんに農家の方への配付をお願いする予定ですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。</p>

	<p>最後に一点ご報告です。第49号の表紙を飾っていただいた自家農園レストラン「ロス・アンジェルス」を全国農業新聞にも取り上げてもらい、令和5年1月20日発行号の記事で紹介されましたことをご報告いたします。皆さんのお手元に記事の一面を配布しておりますので、後程ご覧いただければと思います。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 佐藤委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>3月8日（水）午後1時30分から</li> <li>上下水道局 2階会議室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>2月28日（火）</li> <li>担当委員：稲垣委員，間野委員</li> <li>午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> <li>○台帳調査の回収について</li> <li>○意見書への回答について</li> </ul>
議長	<p>以上で令和5年第2回総会を閉会します。</p>